

建設業に従事する

職長・安全衛生責任者 能力向上教育テキスト

No.136010

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
はじめに	下から 8 行目	建設現場のメンタルヘルス対策など網羅しています。 (下線部を修正)	はじめに	下から 8 行目	建設現場の職場環境改善など網羅しています。
はじめに	下から 2 行目	令和 6 年 1 月 (下線部を削除)	はじめに	下から 2 行目	
目次 1	上から 7 行目	3. 新規入場直後の死亡災害率 4. 経験年数による災害率 (下線部を追加・修正)	目次 1	上から 7 行目	3. 外国人労働者問題 4. 新規入場直後の死亡災害率 5. 経験年数による災害率
目次 1	下から 5 行目	第 8 節 安全施工サイクルを活用した建設現場のメンタルヘルス対策 (下線部を修正)	目次 1	下から 5 行目	第 8 節 安全施工サイクルを活用した建設現場の職場環境改善
目次 1	下から 3 行目	2. 無記名ストレスチェック (下線部を修正)	目次 1	下から 3 行目	2. 職場環境改善
目次 2	下から 9 行目	可搬式作業台による壁面補修作業 (下線部を修正)	目次 2	下から 9 行目	重機による掘削作業
目次 2	下から 8 行目	クレーンによる単管荷上げ作業 (下線部を修正)	目次 2	下から 8 行目	型枠解体材の搬出作業
目次 2	下から 7 行目	スラブ開口部を使用しての荷降ろし作業 (下線部を修正)	目次 2	下から 7 行目	屋外照明の取付け作業
目次 3	上から 2 行目	碎石敷き均し中、ドラグ・ショベルに轢かれ、足を負傷 (下線部を修正)	目次 3	下から 3 行目	碎石敷き均し中、ドラグ・ショベルに轢かれ、死亡
目次 3	上から 4 行目	1 階床の資材片付け作業中、開口部から墜落 (下線部を修正)	目次 3	下から 4 行目	アンカーボルトの墨出し作業中、2 階スラブより墜落
2	上から 9 行目	特に、令和 2 年の死亡災害は 256 人となり、令和元年より 13 人減少して、過去最少を記録しました（令和 4 年は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く）。 (下線部を修正)	2	上から 9 行目	特に、令和 7 年の死亡災害は 214 人となり、過去最少を記録しました（令和 4 年は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く）。

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
2	図	(赤枠を修正) 	2	図	
3	下から 18 行目	(下線部を追加)	3	下から 18 行目	<u>3. 外国人労働者問題</u> 近年、建設業で働く外国人が増加傾向に あります。 また、外国人の労働災害件数も増加して います。 外国人労働者の災害発生要因としては、 ① コミュニケーション不足 ② 安全標識、看板、新規入場者教育など の多言語化対応不足 ③ 日本語理解度の不足 など
3	下から 11 行目	<u>3.新規入場直後の死亡災害率</u> (下線部を修正)	3	下から 11 行目	<u>4.新規入場直後の死亡災害率</u>
4	上から 1 行目	<u>4. 経験年数による災害率</u> (下線部を修正)	4	上から 1 行目	<u>5. 経験年数による災害率</u>
9	下から 14 行目	- 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 - 労働者の救護に関し必要な事項について訓練を行うこと。 - 爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。 (下線部を修正)	9	下から 14 行目	- 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 - 作業従事者の救護に関し必要な事項について訓練を行うこと。 - 爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。
10	下から 1 行目	(右記下線部を追加)	10	下から 1 行目	作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 (令和 9 年 4 月 1 日施行)

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
11	上から 10 行目	3. 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。 (下線部を修正)	11	上から 10 行目	3. 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。
12	上から 19 行目	4. 前3号の他、 (下線部を修正)	12	上から 19 行目	4. 前3号の他、
12	上から 21 行目	- 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 - 労働者は、事業者が第20条から25条まで及び25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 (下線部を修正)	12	上から 21 行目	- 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 - 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から25条まで及び25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
13	上から 2 行目	作業員（労働者）は、事業者が講ずる危険防止措置に応じて、労働安全衛生法第26条で定められている必要な事項を守らなければならない。 (下線部を修正)	13	上から 2 行目	労働者及び作業従事者（労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の者）は、事業者が講ずる危険防止措置に応じて、労働安全衛生法第26条で定められている必要な事項を守らなければならない。
13	下の 表内 3.	(赤枠を右記に修正) 3. 保護具の着用・使用義務 (例) 高さ 2m 以上の場所での親綱の設置と安全帯*等の使用 必ず 保護具 を着用  ※本書では、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記	13	下の 表内 3.	3. 保護具の着用・使用義務 (例) 高さ 2m 以上の場所での親綱の設置と安全帯（墜落制止用器具）等の使用 必ず 保護具 を着用 

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
23	図「作業改善の進め方」上から 3 番目の右図「5W1H を使って自問する方法」	(赤枠を修正) ■作業改善の進め方 問題の発見 → 作業方法にムリ、ムラ、ムダの作業がないか、疲れやすい作業か、予定どおり進まない作業か、手直し・手戻りの多い作業かなど。 ↓ 作業の分析 (現状把握) → 現在行っている作業方法のどこに不具合があるのかを5W1Hで調べてみる。 ↓ 問題点の発見 → (5W1Hを使って自問する方法) ①理由 (なぜそれは必要か) ②目的 (何をやるのか) ③場所 (どこでやるのがよいか) ④日時 (いつやるのがよいか) ⑤実施者 (誰がすることになっているのか) ⑥方法 (どんな方法がよいか) ↓ 改善策を立てて実施する → 発見された問題点に対して5W1Hで改善策を立て実施する。	23	図「作業改善の進め方」上から 3 番目の右図「5W1H を使って自問する方法」	(赤枠を修正) ■作業改善の進め方 問題の発見 → 作業方法にムリ、ムラ、ムダの作業がないか、疲れやすい作業か、予定どおり進まない作業か、手直し・手戻りの多い作業かなど。 ↓ 作業の分析 (現状把握) → 現在行っている作業方法のどこに不具合があるのかを5W1Hで調べてみる。 ↓ 問題点の発見 → (5W1Hを使って自問する方法) ①理由 (なぜそれは必要か) ②目的 (何をやるのか) ③場所 (どこでやるのがよいか) ④日時 (いつやるのがよいか) ⑤実施者 (誰がすることになっているのか) ⑥方法 (どんな方法がよいか) ↓ 改善策を立てて実施する → 発見された問題点に対して5W1Hで改善策を立て実施する。 Why What Where Who How
24	左下「リスクアセスメント」図	(赤枠を修正) 	24	左下「リスクアセスメント」図	
28	下から 3 行目	(右記下線部を追加)	28	下から 3 行目	7) 高年齢作業員の健康や体力の状況の把握 ① 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施 ② 高年齢作業員が自ら健康状況を把握できるような取組みの実施
29	上から 3 行目	建設工事では、元方事業者（元請）の一つの作業所（現場）において、<u>複数の協力会社</u>の作業員が「混在」して作業を行うことになり、この「混在作業」から生ずる労働災害を防止するための安全衛生管理を統括安全衛生管理、いわゆる「統括管理」といいます。 (下線部を修正)	29	上から 3 行目	建設工事では、元方事業者（元請）の一つの作業所（現場）において、<u>複数の関係請負人（協力会社）</u>の作業員が「混在」して作業を行うことになり、この「混在作業」から生ずる労働災害を防止するための安全衛生管理を統括安全衛生管理、いわゆる「統括管理」といいます。

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
29	下から 3 行目	この混在する作業所を「統括管理」するために、 <u>元請</u> が「統括安全衛生責任者」を選任した場合、関係請負人は「安全衛生責任者」を選任し、労働安全衛生規則で定める職務を遂行させることになっています。 (下線部を修正)	29	下から 3 行目	この混在する作業所を「統括管理」するために、 <u>特定元方事業者</u> が「統括安全衛生責任者」を選任した場合、関係請負人は「安全衛生責任者」を選任し、労働安全衛生規則で定める職務を遂行させることになっています。
36	上から 1 行目	第 8 節 安全施工サイクルを活用した建設現場の <u>メンタルヘルス</u> [※] 対策 昨今、過重労働や現場内でのトラブルからくるストレスなどで、うつ病などメンタルヘルス不調者が増えています。 <u>メンタルヘルス対策の一環として行うストレスチェックは、法改正により、平成27年12月 1 日から常時労働者50人以上の事業場で義務付けられ、また、50人未満の事業場においても努力義務が課せられました。</u> (下線部を修正・削除)	36	上から 1 行目	第 8 節 安全施工サイクルを活用した建設現場の <u>職場環境改善</u> 昨今、過重労働や現場内でのトラブルからくるストレスなどで、うつ病などメンタルヘルス不調者が増えています。
36	上から 7 行目	作業所において取組むメンタルヘルス対策として、安全施工サイクルの中で行う「 <u>建災防方式健康 K Y と無記名ストレスチェック</u> 」があり、この活動も職長・安全衛生責任者が主体的に関わり進めることで、 <u>法定ストレスチェックと同等以上の</u> 作業所におけるメンタルヘルス対策の効果が期待できます。 (下線部を変更・削除)	36	上から 7 行目	作業所において取組むメンタルヘルス対策として、安全施工サイクルの中で行う「 <u>建災防方式健康 K Y と「職場環境改善」</u> 」があり、この活動も職長・安全衛生責任者が主体的に関わり進めることで、作業所におけるメンタルヘルス対策の効果が期待できます。

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
37	2. 無記名ストレスチェック	(赤枠を変更) 2. 無記名ストレスチェック 建設方式無記名ストレスチェックは、工期内に複数回、作業員が全員集まる安全朝礼や安全大会時に実施します。 下図に示すように、23の質問項目があり、ストレス要因と後発度の関係を把握することで、作業員全体のストレス状況を把握することができます。 この結果は、作業員全体の職場環境改善に役立てることになり、その際も職長・安全衛生責任者が主体的に関わるようになります。 作業所で使うストレスチェックツール「職業性ストレス簡易調査票（簡易版 23 項目）」 ※この「簡易版 23 項目」は、「職業性ストレス簡易調査票（23 項目）」を抽出（簡易版）したものです。	37	2. 職場環境改善	2. 職場環境改善 職場環境改善の基本は、作業関係者による参加と対話である。元請や作業所長等のトップだけで改善案を決めるのではなく、職長・安全衛生責任者の多様な意見を取り入れながら進めていくことが重要である。 みんなで協力 職場環境改善 現場の声（働く人が気になっていること）を聞いて、事例を参考に職場環境改善に取り組もう。 元請け 現場の声を聞いて、安全でより良い職場の現場づくりをしよう！ 笑顔で安心して働ける 快適な現場をつくらう 協力会社の事業主 現場の声を職長会で共有し、自分たちの現場をつくらう！ 作業員 困っていることを相談しよう！働きやすい現場はみんなも快適！
38	3. 建設現場（作業所）の職場環境改善	(赤枠を変更) 3. 建設現場（作業所）の職場環境改善 無記名ストレスチェックの結果分析によって作業員全体のストレス状況を把握した後は、この結果を活用して職場環境改善の取組を進めていきます。 職場環境改善の取組を効果的に進めるためには、問題点だけではなく長所や強みに目を向けることや、様々な立場の現場関係者の意見を取り入れること、継続的に活動を行うことが重要となります。 作業所で進める職場環境改善の実施フロー 職場環境改善活動の計画 職場環境改善活動の実施 職場環境改善活動の評価 次の計画実施へ 作業所の職場環境改善好事例 無記名ストレスチェックの結果を活用し、実際に現場で取組まれた職場環境改善活動の好事例を紹介します。 これらのような取組を現場で進めることによって、作業員全体のストレスを低減させ、より安全で快適な働きやすい現場の実現につながります。 パーベキュー大会の開催 安全大会におけるメンタルヘルス講話の実施	38	3. 建設現場（作業所）の職場環境改善	3. 建設現場（作業所）の職場環境改善 職場環境改善の取組を効果的に進めるためには、問題点だけではなく長所や強みに目を向けることや、様々な立場の現場関係者の意見を取り入れること、継続的に活動を行うことが重要となります。実際に現場で取組まれた職場環境改善活動の好事例を紹介します。 快適な現場をつくるための職場環境改善の具体的内容（例） 女性向け ・二重ロック付きトイレ（男性の脱衣防止） ・パウダールーム付き休憩所の設置 ・母国語による安全教育 外国人向け ・アプリや図解の活用 ・外国語表示の看板やイラストによる安全情報の伝達 ・母国語による安全教育 高齢者向け ・転倒予防（靴を履くときのイスの設置や手すり） ・明るさの確保のためのLED照明 ・合音やアラーム等の音響や音の高低の工夫や視覚によるフォロー（旗等） 疲労回復施設 ・清潔な休憩所の整備（脱衣のためのシャワー、仮眠スペースの確保） ・職場生活支援施設 ・職場生活支援施設（電子たばこ販売機等の設置） ・快適トイレの設置による衛生管理 ・職長会活動（たこ焼き大会等） 職場生活支援施設 これらのような取組を現場で進めることによって、作業員全体のストレスを低減させ、より安全で快適な働きやすい現場の実現につながります。 安心・安全・快適現場で みんな元気に働こう！
65	上から 3 行目	可搬式作業台による壁面補修作業 クレーンによる単管荷上げ作業 スラブ開口部を使用しての荷降ろし作業 （下線部を修正）	65	上から 3 行目	重機による掘削作業 型枠解体材の場外搬出作業 屋内照明の取付け作業

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
72	表・イラスト	(赤枠を右記に修正)	72	表・イラスト	

6. グループ演習

可搬式作業台による壁面補修作業「演習」

班No

班長名

作 業 名

可搬式作業台による壁面補修作業

作 業 内 容

可搬式作業台を用いて、壁面を補修する。

使 用 材 料

プレミックスモルタル、水

作 業 分 割

作業手順

急 所

危険性・有害性

危険性又は有害性の発生防止措置

実施者

1. 安全ミーティングを実施する。

①班長が班員に対し、当日の作業手順と安全確認事項を確認する。

②班員が班長から指示を受け、安全確認事項を確認する。

③班員が班長から指示を受け、安全確認事項を確認する。

2. 可搬式作業台を点検する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の点検を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の点検を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の点検を行う。

3. 可搬式作業台を組立てる。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の組立てを行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の組立てを行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の組立てを行う。

4. 安全設備を確認する。

①班員が班長から指示を受け、安全設備の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、安全設備の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、安全設備の確認を行う。

5. 可搬式作業台を作業場所に運搬する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の運搬を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の運搬を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の運搬を行う。

6. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

7. 可搬式作業台を組立てる。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の組立てを行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の組立てを行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の組立てを行う。

8. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

9. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

10. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

11. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

12. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

13. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

14. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

15. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

16. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

17. 可搬式作業台を作業場所に設置する。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

①班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

②班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

③班員が班長から指示を受け、可搬式作業台の設置を行う。

6. グループ演習

重機による掘削作業「演習」

班No

班長名

作 業 名

重機による掘削作業

作 業 内 容

重機を用いて、掘削作業を行う。

使 用 材 料

掘削土、掘削機、掘削機用油、掘削機用油、掘削機用油

作 業 分 割

作業手順

急 所

危険性・有害性

危険性又は有害性の発生防止措置

実施者

1. 安全ミーティングを実施する。

①班長が班員に対し、当日の作業手順と安全確認事項を確認する。

②班員が班長から指示を受け、安全確認事項を確認する。

③班員が班長から指示を受け、安全確認事項を確認する。

2. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

3. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

4. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

5. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

6. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

7. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

8. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

9. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

10. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

11. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

12. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

13. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

14. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

15. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

16. 掘削機を確認する。

①班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

②班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

③班員が班長から指示を受け、掘削機の確認を行う。

可搬式作業台による壁面補修作業「手順・急所」

注1：作業手順は17項目あり、そのうち9項目は既に埋め込まれています。

注2：急所は18項目あり、そのうち10項目は既に埋め込まれています。

注3：「アーク」(a～e)それぞれの掘削項目は1回のみ使用します。

注4：作業手順を記入後、急所を埋め、それぞれの手順に対するリスクアセスメントを行い、実施者を記入してください。

注5：各班のA3版作業手順書完成版は、事務局がA4版に縮小コピーし班員に配布します。

作 業 手 順	急 所
ア 可搬式作業台を上げる	a カラーコーンで立ち止禁止措置を使用する
イ 可搬式作業台の置わりを点検する	b 平坦な場所で水平に
ウ 体調・服装・保護具を点検する	c 可搬式作業台の部材の曲がり・割れ等を
エ 可搬式作業台から降りる	d 掘削する壁面の状態を
オ 壁面をモルタルで補修する	e 脚部を広げ、2人で起こし、各部のストッパーをロックして
カ 可搬式作業台を組み立てる	f 作業終了を班長・安全責任者に
キ 作業終了報告をする	g 手すりを持ち、一段ずつ
ク 掘削箇所を点検する	k 掘削箇所を持ち、3点指示で一段ずつ
1 安全ミーティングを実施する	
3 可搬式作業台を点検する	
4 安全設備を確認する	
5 可搬式作業台を作業場所に運搬する	
6 安全設備を確認する	
8 可搬式作業台を作業場所に設置する	
10 材料を運搬する	
13 材料・工具を手渡しする	
16 可搬式作業台を片付ける	

重機による掘削作業「手順・急所」

注1：作業手順は16項目あり、そのうち9項目は既に埋め込まれています。

注2：急所は16項目あり、そのうち9項目は既に埋め込まれています。

注3：「アーク」(a～e)それぞれの掘削項目は1回のみ使用します。

注4：作業手順を記入後、急所を埋め、それぞれの手順に対するリスクアセスメントを行い、実施者を記入してください。

注5：各班のA3版作業手順書完成版は、事務局がA4版に縮小コピーし班員に配布します。

作 業 手 順	急 所
ア のり目の掘削に立ち入り禁止措置を設置する	a ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
イ 掘削をする	b ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
ウ 作業箇所周辺の状況を確認する	c ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
エ 掘削機を確認する	d ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
オ 有資格者を確認する	e ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
カ 掘削機を確認する	f ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
キ ダンプの掘削機を確認する	g ①班員が班長から指示を受け、掘削機を確認する。
1 安全ミーティングを実施する	
3 掘削機を確認する	
4 掘削機を確認する	
5 掘削機を確認する	
6 掘削機を確認する	
7 掘削機を確認する	
8 掘削機を確認する	
9 掘削機を確認する	
10 掘削機を確認する	
11 掘削機を確認する	
12 掘削機を確認する	
13 掘削機を確認する	
14 掘削機を確認する	
15 掘削機を確認する	
16 掘削機を確認する	

7

[illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

89

表
(赤枠を右記に修正)

第4段階 ～再発防止対策の樹立～						
実施項目 ※必ず記入	再発防止対策	実行計画				
		いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように
10、 11	安斎さんは、ドラグ・ショベルでの砂 を敷き均しの作業手順書を作成し、危 険性又は有害性を特定し、対象を作業 員に知らせる。	即時	安 斎 君 A が 職 長 B・ 作業員 C に	朝礼広場で	特定された 危険有害要 因を	新たに作成し た作業手帳書 で周知する。

グループ活動Ⅱ
発生原因と対策の対応関係図

89

表

第4段階 ～再発防止対策の樹立～						
実施項目 ※必ず記入	再発防止対策	実行計画				
		いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように
7、 8	1. 作業エリア区分と立ち止まり禁止区域の標 識 ①基機移動範囲をカラーコーンだけで なく、コーンバーを用いて区分を示 示する。		当日作業 開始前	職長Bが土 工に指示	作業場所 重機の移動 範囲を	コーンバーを 用いて明示す る。 土工 G、H、I

グループ活動Ⅲ
発生原因と対策の対応関係図

- 89 -

- 89 -

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
90	上から 20 行目 表内「発 生日時・ 曜日・場 所」	〇〇年6 月8 日 (下線部を修正)	90	上から 20 行目 表内「発 生日時・ 曜日・場 所」	令和〇年6 月8 日
94	上から 1 行目	1階床の資材片付け作業中、開口部から墜落 (下線部を修正)	94	上から 1 行目	アンカーボルトの墨出し作業中、2 階スラブ より墜落
94	表・イラ スト	(赤枠を右記に修正)	94	表・イラ スト	

1 階床の資材片付け作業中、開口部から墜落

演 習

労働災害調査記録

事例	※表裏は、〇〇作業中、〇〇の不安全な行動及び(または)〇〇の不安全な行動があって、結果としての〇〇の発生(被害の発生)により記入すること	司 会	発表者				
議題	1 階床の資材片付け作業中、開口部から墜落	役 制	板書係 記録係				
災害発生状況	※災害発生の概要は、●部が読み、●いつ、どこで、●何を、●どのようにしようとしたとき、●何がどうして、●どうなった、5項目で表裏すること 災害は、地上1階、地下1階建の〇〇工場の新築工事の片付け置きに伴う片付け作業中に発生した。 ①災害の発生した〇〇の場所は、右記の通り(労働災害発生防止)により取り除かれた。 ②片付けする資材、パイプサポート等の資材は、危険が伴った材料を工場の1階に設置したものであった。 ③災害発生原因は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。 ④災害発生当日は、晴れ、気温は27.5℃、湿度は75%、風速は1.5m/s、気圧は1013hPa、安全設備は正常に機能していた。 ⑤災害発生後、作業員は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。 ⑥災害発生後、作業員は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。 ⑦災害発生後、作業員は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。 ⑧災害発生後、作業員は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。 ⑨災害発生後、作業員は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。 ⑩災害発生後、作業員は、作業員が作業中にパイプサポート等の資材を片付け作業中に、他の作業員5人は職員の指揮のもと場所を移動し、片付け作業をしていた。						
発生日時・曜日・場所	天候	部位	傷病名	程度	物的損害状況		
〇〇年〇〇月〇〇日 午前 10 時 00 分頃 1 階スラブ上	晴	全身打撲	内臓破裂	死亡	なし		
素性(氏名)	被災害者の 特性	氏名 (性別)	年齢	職種 (所属)	経験年数 (資格を記)	資格	その他
S建設株式会社 (従業員 30 人)	A(男)	65 歳	土工	15 年	玉掛け作 業技能 習修了	なし	
事故の型	起因物	加害物	事故発生現場見取図(平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する)				
墜落	開口部	資材片付け					
組織図(監督者と被災者の関係を明記する)							

アンカーボルトの墨出し作業中、2 階スラブより墜落

演 習

労働災害調査記録

事例	※表裏は、〇〇作業中、〇〇の不安全な行動及び(または)〇〇の不安全な行動があって、結果としての〇〇の発生(被害の発生)により記入すること	司 会	発表者				
議題	墨出し作業中、2 階スラブより墜落	役 制	板書係 記録係				
災害発生状況	※災害発生の概要は、●部が読み、●いつ、どこで、●何を、●どのようにしようとしたとき、●何がどうして、●どうなった、5項目で表裏すること 墨出し工が2階床上で欄干等手摺の外にある柱上部のアンカーボルトの墨出し作業をするため、欄干手摺(縦型2段手摺・H100mm、巾木・鋼製足場板)の外で作業をするために、安全帯(係留制止用器具)をかけた動作と同時に手摺の外に出た。 その際に足を滑らせ、安全帯(係留制止用器具)が手摺にかかっていたにもかかわらず、2階床から5.5 m下の基礎スラブ配筋上に墜落した。						
発生日時・曜日・場所	天候	部位	傷病名	程度	物的損害状況		
令和〇年5月25日(金) 11 時 15 分頃 2 階床スラブ(端部)	晴	頭蓋骨 左腕部	脳挫傷 骨折	休業2か月	なし		
素性(氏名)	被災害者の 特性	氏名 (性別)	年齢	職種 (所属)	経験年数 (資格を記)	資格	その他
墨出し工 〇〇工務店	男	49 歳	1 次協力会社 〇〇工務店	1 年 (20 年)	なし	なし	
事故の型	起因物	加害物	事故発生現場見取図(平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する)				
墜落転落	2 階床スラブ 端部	なし					
組織図(監督者と被災者の関係を明記する)							

- 94 -

- 94 -

14

職長・安全衛生責任者 能力向上教育テキスト

グループ演習Ⅰ及びⅡ（解答例）

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010

(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No.136010

頁	箇所	内 容
2	表・イ ラスト	(赤枠を右記に修正)

頁	箇所	内 容
2	表・イ ラスト	

解 答 例

グループ演習Ⅰ リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

可搬式作業台による壁面補修作業 解答例									
作 業 名		可搬式の壁面による壁面補修作業		作 業 人		補修工、養生工、定置工、定置工			
作 業 内 容		可搬式の壁面を使用してモルタルで壁面を補修する作業		保 護 員		安全帯、安全輪、安全帯、安全帯、安全帯			
作 業 量		可搬式作業台 (高さ 265cm)		工 具・道具		定置工、手袋、定置用クワ、カウチン			
使 用 材 料		プラスチックシート、水		備 考		補修工は作業時の安全帯を必ず着用する			
作 業 区 分	作業内容	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性
主 体 作 業	1. 安全帯・安全輪を装着する	①安全帯・安全輪を装着する	落下の危険性	落下の危険性	1 2 3	①安全帯・安全輪を装着する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	2. 補修工・養生工を始める	②補修工・養生工を始める	落下の危険性	落下の危険性	2 1 3	②補修工・養生工を始める	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	3. 補修工・養生工を完了する	③補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	③補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	4. 補修工・養生工を完了する	④補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	④補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	5. 補修工・養生工を完了する	⑤補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑤補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	6. 補修工・養生工を完了する	⑥補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑥補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	7. 補修工・養生工を完了する	⑦補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑦補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	8. 補修工・養生工を完了する	⑧補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑧補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	9. 補修工・養生工を完了する	⑨補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑨補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	10. 補修工・養生工を完了する	⑩補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑩補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
主 体 作 業	11. 補修工・養生工を完了する	⑪補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑪補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	12. 補修工・養生工を完了する	⑫補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑫補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	13. 補修工・養生工を完了する	⑬補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑬補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	14. 補修工・養生工を完了する	⑭補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑭補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	15. 補修工・養生工を完了する	⑮補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑮補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	16. 補修工・養生工を完了する	⑯補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑯補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	17. 補修工・養生工を完了する	⑰補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑰補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	18. 補修工・養生工を完了する	⑱補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑱補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	19. 補修工・養生工を完了する	⑲補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑲補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	20. 補修工・養生工を完了する	⑳補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑳補修工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性

解 答 例

グループ演習Ⅰ リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

重機による掘削作業 解答例									
作 業 名		重機による掘削作業		作 業 人		掘削工、養生工、定置工、定置工			
作 業 内 容		掘削機を使用して、トンネルの掘削作業を行う		保 護 員		安全帯、安全輪、安全帯、安全帯、安全帯			
作 業 量		掘削機 (トンネル掘削機)		工 具・道具		定置工、手袋、定置用クワ、カウチン			
使 用 材 料		掘削機 (トンネル掘削機)		備 考		掘削工は作業時の安全帯を必ず着用する			
作 業 区 分	作業内容	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性	危険性・有害性
主 体 作 業	1. 安全帯・安全輪を装着する	①安全帯・安全輪を装着する	落下の危険性	落下の危険性	1 2 3	①安全帯・安全輪を装着する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	2. 掘削工・養生工を始める	②掘削工・養生工を始める	落下の危険性	落下の危険性	2 1 3	②掘削工・養生工を始める	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	3. 掘削工・養生工を完了する	③掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	③掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	4. 掘削工・養生工を完了する	④掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	④掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	5. 掘削工・養生工を完了する	⑤掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑤掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	6. 掘削工・養生工を完了する	⑥掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑥掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	7. 掘削工・養生工を完了する	⑦掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑦掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	8. 掘削工・養生工を完了する	⑧掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑧掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	9. 掘削工・養生工を完了する	⑨掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑨掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	10. 掘削工・養生工を完了する	⑩掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑩掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
主 体 作 業	11. 掘削工・養生工を完了する	⑪掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑪掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	12. 掘削工・養生工を完了する	⑫掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑫掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	13. 掘削工・養生工を完了する	⑬掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑬掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	14. 掘削工・養生工を完了する	⑭掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑭掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	15. 掘削工・養生工を完了する	⑮掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑮掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	16. 掘削工・養生工を完了する	⑯掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑯掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	17. 掘削工・養生工を完了する	⑰掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑰掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	18. 掘削工・養生工を完了する	⑱掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑱掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	19. 掘削工・養生工を完了する	⑲掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑲掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性
	20. 掘削工・養生工を完了する	⑳掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	2 2 4	⑳掘削工・養生工を完了する	落下の危険性	落下の危険性	落下の危険性

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
3	表・イラスト	(赤枠を右記に修正)	3	表・イラスト	

解答例

グループ演習Ⅰ リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

[illegible]

解 答 例

グループ演習Ⅰ リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

[illegible]

4	表・イラスト	(赤枠を右記に修正)	4	表・イラスト	
---	--------	------------	---	--------	--

解 答 例

グループ演習Ⅰ リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

[illegible]

解 答 例

グループ演習Ⅰ リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

[illegible]

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
5	上から 3 行目	砕石敷き均し中、ドラグ・ショベルに轢かれ、 足を負傷（下線部を修正）	5	上から 3 行目	砕石敷き均し中、ドラグ・ショベルに轢かれ、 死亡
5	表・イラ スト	（赤枠を右記に修正）	5	表・イラ スト	

解 答 例

グループ演習Ⅱ 4 段階法による災害事例研究
砕石敷き均し中、ドラグ・ショベルに轢かれ、足を負傷

労働災害調査記録

事例	※本事例は、OCC事故か、OCCの安全告知事項及び（または）OCCの安全告知事項に基づき、結果としてのOCCの発生（事象の発）により記入すること	収 入 会 発 災 者
議 議	砕石敷き均し作業中、ドラグ・ショベルの前方で作業していた被災者が、バックしてきドラグ・ショベルに足を轢かれた	収 入 会 発 災 者
議 議	※被災者の職名は、●が該当し、○が該当しない。●が該当する場合は、○の項目に記入すること。●が該当しない場合は、○の項目に記入すること。 ①被災者（土下工）は、下水道管（ヒューム管）の敷設作業を同僚 5 名（職長＋土下工 3 名＋オペレータ）と行っていた。 ②当日のヒューム管敷設作業が完了したため、付帯作業として、掘削箇所の覆工板設置作業を 15 時から開始した。 ③ 16 時過ぎに覆工板の設置が完了し、覆工板と既設道路との間隙部に砕石を充填する作業をドラグ・ショベルと人力にて開始した。 ④ 16 時 10 分頃、被災者が後ずさりしながら砕石敷き均し作業を行っていたところ、砕石の配り方でバックしてきたドラグ・ショベルのクローラに足を轢かれ負傷した。	収 入 会 発 災 者
議 議	発生日時・曜日・場所 天候 疾病の状況 部位 傷病名 程度 物の損傷状況	収 入 会 発 災 者
議 議	令和 年 10 月 〇 日（金） 晴 右足 開放性脱臼骨折 全治 3 カ月 なし	収 入 会 発 災 者
議 議	乗機（規模） 被災者の特性 氏名（性別） 年齢 職種（所属） 経験年数（継続年数） 資格 その他	収 入 会 発 災 者
議 議	Y 建設（土工事業）（従業員 30 人） F（男） 39 歳 土工 Y 建設（1 次） 10 年 なし 安全靴 乗車 反射ベスト	収 入 会 発 災 者
議 議	事故の型 起因物 加害物 事故発生現場見取図（平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する）	収 入 会 発 災 者
議 議	はさまれ 巻き込まれ ドラグ・ショベル クローラ	収 入 会 発 災 者
議 議	組織図（監督者と被災者の関係を明記する）	収 入 会 発 災 者
議 議	組織図（監督者と被災者の関係を明記する）	収 入 会 発 災 者

解 答 例

グループ演習Ⅱ 4 段階法による災害事例研究
砕石敷き均し中、ドラグショベルに轢かれ、死亡

労働災害調査記録

事例	※本事例は、OCC事故か、OCCの安全告知事項及び（または）OCCの安全告知事項に基づき、結果としてのOCCの発生（事象の発）により記入すること	収 入 会 発 災 者
議 議	ドラグショベルで砕石を敷き均し中、土下（被災者）が掘削き移動するドラグショベルに轢かれた	収 入 会 発 災 者
議 議	※被災者の職名は、●が該当し、○が該当しない。●が該当する場合は、○の項目に記入すること。●が該当しない場合は、○の項目に記入すること。 ①カーブによる足元停止位置を過ぎ、ドラグショベルによる浮遊物沈降時の砕石投入を開始した。掘削箇所の状況において、被災者を含む他の土下（G、H、I）が掘削箇所に移動していた。 ②ドラグショベルのオペレータが重機のエンジンを切り、投入箇所の確認のため、均一の必要箇所を確認した。 同時に、重機運転員は浮遊物沈降時に移動した。被災者を含む他の土下は、ドラグショベルのオペレータと合図を確認して、掘削の下へ移動し、掘削箇所に移動した。 ③均し不足を修正するため、ドラグショベルのオペレータがエンジンエンジンを始動し、掘削箇所を確認したままドラグショベルを移動させ、被災者（土下 G）と接触した。 このとき被災者は、ドラグショベルを背にして、中腰で発生シートを折り畳んでいた。	収 入 会 発 災 者
議 議	発生日時・曜日・場所 天候 疾病の状況 部位 傷病名 程度 物の損傷状況	収 入 会 発 災 者
議 議	令和〇年 9 月 26 日（月） 晴 全身 外傷性ショック 死亡 なし	収 入 会 発 災 者
議 議	乗機（規模） 被災者の特性 氏名（性別） 年齢 職種（所属） 経験年数（継続年数） 資格 その他	収 入 会 発 災 者
議 議	B 建設（土工事業）（従業員 30 人） G（男） 68 歳 B 建設（1 次） 25 年 なし 安全靴 乗車 反射ベスト	収 入 会 発 災 者
議 議	事故の型 起因物 加害物 事故発生現場見取図（平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する）	収 入 会 発 災 者
議 議	はさまれ 巻き込まれ ドラグ・ショベル クローラ	収 入 会 発 災 者
議 議	組織図（監督者と被災者の関係を明記する）	収 入 会 発 災 者
議 議	組織図（監督者と被災者の関係を明記する）	収 入 会 発 災 者

6	表	（赤枠を右記に修正）	6	表	
---	---	------------	---	---	--

第 1 段階 ～事実の確認～

No.	確認事項	確認項目（説明事項）	事実の確認
1	工程	月例打合せの有無と方法・内容は、	工事が 1 か月未満のため実施していなかった。
2	工程	月例打合せの有無と方法・内容は、	災害発生直前の 1 日に実施した。月例打合せの出発者は、元副班長と協力会社社員（災害者 A）にて掘削箇所の掘削と作業方法について打合せを実施。（職長は出席していなかった。）
3	工程	前日の打合せの有無と方法・内容は、	15 時より翌日の作業予定について、元副班長・協力会社社員（災害者 A）にて工前打合せを行った。なお、職長は出席しなかった。
4	工程	作業員への周知は、どのような方法で行ったか。	協力会社社員（災害者 A）より、職長及び作業員へ掘削箇所に当日の作業内容と安全指示事項について周知を行った。
5	工程	施工計画の作成は、有・無	施工計画は作成済み。
6	工程	施工計画の作成は、有・無	施工計画は、災害者 A には周知済みであったが、災害者 A から職長 B へは伝わっていなかった。
7	工程	協力業者の施工要領書の作成は、有・無	施工要領書は作成済みであった。
8	工程	協力業者の施工要領書の作成は、有・無	施工要領書の作成は職長 B へは伝わっていなかった。
9	工程	協力業者の作業手順書の作成は、有・無	作業手順書は協力会社社員（災害者 A）が作成した。
10	作業手順書の作成・周知	作業手順書の危険性又は有害性の特定と対策は、	本作業の危険性又は有害性の特定と対策は認識されていたが、付帯作業については、危険性又は有害性の特定と対策は認識されていなかった。
11	作業員への周知	作業員への周知は、	付帯作業の危険性又は有害性の特定と対策は作業員へ周知してはいなかった。
12	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は、	当日作業予定の掘削作業及びヒューム管敷設作業については、職長より作業員への指示があり、安全指示もあった。
13	職長の作業指示	被災者の作業指示内容の理解は、	作業員については理解が確認されたが、安全指示については理解が確認されなかった。
14	指示事項の遵守状況	指示事項の遵守状況は、	被災者（土下工）は、午前中の掘削作業や、重機稼働範囲内に立ち入り、ドラグ・ショベルのオペレータに注意された。
15	新規入場時教育の実施の有無、実施者は、	新規入場時教育は元副班長が実施した。	
16	新規入場時教育の実施の有無、実施者は、	工事概要及び安全指示事項であった。	
17	新規入場時教育の実施の有無、実施者は、	元副班長の説明は簡潔であり、十分に理解していたとは言いえない。	
18	危険予知活動の実施の有無	危険性、発生源に危険予知活動を実施していた。	
19	危険予知活動の実施の有無	被災者の認識状況は（意見を述べた等）	自ら発言することなく、報告されながら発言した。
20	危険予知活動の実施の有無	危険性、発生源の実施は	実施している。
21	危険予知活動の実施の有無	安全ミーティングの実施は	実施している。
22	危険予知活動の実施の有無	作業開始前の点検は	実施している。
23	安全施工	被災者の現場状況確認、指導は	午前中に 1 度ヒューム管敷設作業中に監視を行った。ドラグ・ショベル（クローラ）でヒューム管を掘り下げ、設置する際、手元の状況を確認しながら監視を行う予定であった。
24	安全施工	職長の現場状況確認、指導は	職長は現場監視で監視、指導を行っていた。ヒューム管掘り上げ、作業中は、クローラを監視するよう指示した。
25	安全施工	現場監視時の保護具の使用状況は	保護具の使用状況は良好であった。
26	職長の経験、資歴は	職長は 5 年、法定職長教育修了者、玉掛け、車両運転資格の所持者。	
27	職長の経験、資歴は	職長の経験、資歴は	直接指導を行っていた。
28	職長の経験、資歴は	作業場所での職長の直接指導は	該当なし。
29	職長の経験、資歴は	職長が作業場所を離れた理由は	職長（作業主任者）の代行者の指名は
30	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	朝から掘削作業の手元をした。
31	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	掘削完了後はヒューム管敷設作業の手元をした。
32	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	作業完了後は、掘削箇所及び付帯作業の安全を確認した。
33	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	職長は現場監視。
34	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	掘削作業は、掘削・ヒューム管敷設・覆工板設置・砕石敷き均し作業を行った。
35	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	土工、D、E、F 被災者（土下工）と共同作業を行った。
36	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	掘削箇所と掘削箇所との間隙部に砕石を充填する作業。
37	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	経験年数は 10 年であり、資格はなし。

第 1 段階 ～事実の確認～

No.	確認事項	確認項目（説明事項）	事実の確認
1	工程	月例打合せの有無と方法・内容は、	安全衛生協議会を毎月実施し、翌月の工事予定について打合せ済み。
2	工程	月例打合せの有無と方法・内容は、	協議会委員に実施していた。月例打合せの出発者は、元副班長と協力会社社員（災害者 D）にて掘削箇所の掘削と作業方法について打合せを実施。（職長は出席していなかった。）
3	工程	前日の打合せの有無と方法・内容は、	15 時より翌日の作業予定について、元副班長・協力会社社員（災害者 D）にて工前打合せを行った。なお、職長は出席しなかった。
4	工程	作業員への周知は、どのような方法で行ったか。	協力会社社員（災害者 D）より、職長及び作業員へ掘削箇所に当日の作業内容と安全指示事項について周知を行った。
5	工程	施工計画の作成は、有・無	施工計画は作成済み。
6	工程	施工計画の作成は、有・無	施工計画は、災害者 D には周知済みであったが、災害者 D から職長 B へは伝わっていなかった。
7	工程	協力業者の施工要領書の作成は、有・無	施工要領書は作成済みであった。
8	工程	協力業者の施工要領書の作成は、有・無	施工要領書の作成は職長 B へは伝わっていなかった。
9	工程	協力業者の作業手順書の作成は、有・無	作業手順書は協力会社社員（災害者 D）が作成した。
10	作業手順書の作成・周知	作業手順書の危険性又は有害性の特定と対策は、	本作業の危険性又は有害性の特定と対策は認識されていたが、掘削作業の危険性については認識されていなかった。
11	作業員への周知	作業員への周知は、	作業員への周知は職長 B へは伝わっていなかった。
12	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は、	当日作業の掘削箇所及びヒューム管敷設作業については、職長より作業員への指示があり、安全指示もあった。
13	職長の作業指示	被災者の作業指示内容の理解は、	掘削作業については理解が確認されたが、安全指示については理解が確認されなかった。
14	指示事項の遵守状況	指示事項の遵守状況は、	被災者（土下工）は、掘削作業に従事し、掘削箇所の掘削作業に従事していた。
15	新規入場時教育の実施の有無、実施者は、	新規入場時教育は元副班長が実施した。	
16	新規入場時教育の実施の有無、実施者は、	工事概要及び安全指示事項であった。	
17	新規入場時教育の実施の有無、実施者は、	元副班長の説明は簡潔であり、十分に理解していたとは言いえない。	
18	危険予知活動の実施の有無	危険性、発生源に危険予知活動を実施していた。	
19	危険予知活動の実施の有無	被災者の認識状況は（意見を述べた等）	自ら発言することなく、報告されながら発言した。
20	危険予知活動の実施の有無	危険性、発生源の実施は	実施している。
21	危険予知活動の実施の有無	安全ミーティングの実施は	実施している。
22	危険予知活動の実施の有無	作業開始前の点検は	実施している。
23	安全施工	被災者の現場状況確認、指導は	掘削作業の現場監視は 1 日 2 回、午前と午後に行われていた。当日は、掘削箇所の掘削作業中に監視を行っていた。
24	安全施工	職長の現場状況確認、指導は	当日は現場監視で監視、指導を行っていた。
25	安全施工	現場監視時の保護具の使用状況は	保護具の使用状況は良好であった。
26	職長の経験、資歴は	職長は 5 年、法定職長教育修了者、玉掛け、車両運転資格の所持者。	
27	職長の経験、資歴は	職長の経験、資歴は	直接指導を行っていた。
28	職長の経験、資歴は	作業場所での職長の直接指導は	該当なし。
29	職長の経験、資歴は	職長が作業場所を離れた理由は	職長（作業主任者）の代行者の指名は
30	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	朝から掘削作業の手元をした。
31	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	掘削完了後はヒューム管敷設作業の手元をした。
32	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	作業完了後は、掘削箇所及び付帯作業の安全を確認した。
33	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	職長は現場監視。
34	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	掘削作業は、掘削・ヒューム管敷設・覆工板設置・砕石敷き均し作業を行った。
35	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	土工、D、E、F 被災者（土下工）と共同作業を行っていた。
36	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	掘削箇所と掘削箇所との間隙部に砕石を充填する作業。
37	職長の経験、資歴は	職長（作業主任者）の代行者の指名は	経験年数は 25 年であり、特別教育等受済済み、業務内容は同じ。

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010			(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010																																																																																																																																												
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																																																																																										
9	表	(赤枠を右記に修正)	9	表																																																																																																																																											
第4段階 ～再発防止対策の樹立～ <table><tr><th rowspan="2">年次計画項目</th><th rowspan="2">再発防止対策</th><th colspan="5">実施計画</th><th rowspan="2">実施者</th></tr><tr><th>いつまでに</th><th>誰が・誰に</th><th>どこで</th><th>何を</th><th>どのように</th></tr><tr><td>10, 11</td><td>安業者らは、ドラグ・ショベルでの砂石搬き均しの作業手順書を作成し、危険性又は有害性を特定し、対策を作業員に守らせる。</td><td>即時</td><td>安業者 A が職長 B・作業員に</td><td>朝礼広場で</td><td>特定された危険有害要因を</td><td>新たに作成した作業手順書で周知する。</td><td>安業者 A</td></tr><tr><td>12</td><td>重機との接触、巻き込まれの危険がある作業では、接触災害防止のルールの遵守を徹底する。</td><td>即時</td><td>職長 B が作業員に</td><td>作業現場で</td><td>合図方法などのルールを</td><td>「重機接触防止要領(ルール)」を配布して指導する。</td><td>職長 B</td></tr><tr><td>14</td><td>重機の作業半径内の立入禁止措置の徹底を行う。</td><td>即時</td><td>職長 B が作業員に</td><td>作業現場で</td><td>バリケードなどを</td><td>作業区域境界に設置し、立入禁止の標示をする。</td><td>職長 B</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年次計画項目	再発防止対策	実施計画					実施者	いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように	10, 11	安業者らは、ドラグ・ショベルでの砂石搬き均しの作業手順書を作成し、危険性又は有害性を特定し、対策を作業員に守らせる。	即時	安業者 A が職長 B・作業員に	朝礼広場で	特定された危険有害要因を	新たに作成した作業手順書で周知する。	安業者 A	12	重機との接触、巻き込まれの危険がある作業では、接触災害防止のルールの遵守を徹底する。	即時	職長 B が作業員に	作業現場で	合図方法などのルールを	「重機接触防止要領(ルール)」を配布して指導する。	職長 B	14	重機の作業半径内の立入禁止措置の徹底を行う。	即時	職長 B が作業員に	作業現場で	バリケードなどを	作業区域境界に設置し、立入禁止の標示をする。	職長 B																									第4段階 ～再発防止対策の樹立～ <table><tr><th rowspan="2">年次計画項目</th><th rowspan="2">再発防止対策</th><th colspan="5">実施計画</th><th rowspan="2">実施者</th></tr><tr><th>いつまでに</th><th>誰が・誰に</th><th>どこで</th><th>何を</th><th>どのように</th></tr><tr><td>7, 8</td><td>1.作業エリア区分と立入禁止措置の徹底 ①重機稼働範囲をカラーコーンだけでなく、コーンバーを置いて区分を明示する。</td><td>当日作業開始前</td><td>職長 E が土工に指示</td><td>作業箇所</td><td>重機の稼働範囲を</td><td>コーンバーを置いて明示する。</td><td>土工 G, H, I</td></tr><tr><td>10, 11</td><td>2.作業手順書の確認作成 ①作業手順書の確認作成と周知を行う。例えば「重機作業」でまとめた「法面養生シートの継ぎ作業」「等間手掘の継ぎ作業」のように細分化して具体的な指示を出す。</td><td>作業の開始前までに</td><td>統括者が安業者 D・職長 E に指示</td><td>現場詰所</td><td>作業手順書を</td><td>関係者に具体的に周知する</td><td>安業者 D 職長 E</td></tr><tr><td>18, 19</td><td>3.RY活動の細分化と充実 ①危険予知活動を作業員ごとに実施する。危険予知対策を作業員から提示させる。 ②ヒヤリ、ハットの提出を日々促し、危険予知活動に活かす。</td><td>即時</td><td>統括者が安業者 D、職長 E に指示</td><td>現場事務所</td><td>RY活動の運用</td><td>細分化及び充実</td><td>安業者 D 職長 E 関係作業員</td></tr><tr><td>7, 8</td><td>4.重機作業前の確認と合図の徹底 ①ドラグショベルに乗り込む前に確認を必ず確認して、指差呼称を行う。 ②指差呼称は、指差呼称の動作を確認し、指差呼称し基本動作として定着させる。</td><td>即時</td><td>安業者 D 職長 E が関係作業員に</td><td>作業箇所</td><td>指差呼称 重機稼働前の動作</td><td>基本動作として定着させる</td><td>安業者 D 職長 E 関係作業員</td></tr><tr><td>23, 24</td><td>5.不安全行動・禁止行動に対する予防措置 ①資材積重ねに対する再教育(元技を含む訓練、外部講師を招いての訓練等)を実施し、慣れや油断を排除し、初めに促して作業させる。(予防措置) ②事故事例や災害等の発生を知らせる。注意喚起を促す。(予防措置)</td><td>即時</td><td>統括者が安業者 D、職長 E に指示</td><td>現場事務所</td><td>教育・訓練</td><td>定期的に実施</td><td>安業者 D 職長 E 関係作業員</td></tr><tr><td>5, 6</td><td>6.フェールセーフ機能導入 ①コンクリートポンプ車、圧入機、ブザーにより重機の稼働を抑制に知らせる。 ②重機近接警報装置等により、重機と作業員が接近した場合は、ランプとブザーで危険をオペレータに知らせる。</td><td>即時</td><td>安業者 D 職長 E が関係作業員に</td><td>作業箇所</td><td>安全機能</td><td>設置</td><td>安業者 D 職長 E 関係作業員</td></tr><tr><td>3</td><td>7.誘導員の責任の徹底 ①重機作業計画を作業員ごとに完備し、指示を必ず確認し、当該作業員全員で確認する。 ②作業前に誘導員の立寄り位置及び、誘導作業時間を確認する。 ③誘導員の専任(重機作業をさせない)</td><td>即時</td><td>統括者が安業者 D、職長 E に指示</td><td>作業箇所</td><td>誘導員</td><td>適任</td><td>職長 E</td></tr><tr><td>23</td><td>8.巡回確認の強化 ①メタボラによるリアルタイム監視監視を行う。 ②日々の現場巡回(2回/日)において、上記対策の巡回確認と重機作業の確認を行い、作業行方確認に記録する。 ③巡回確認に際しては、巡回のルート・巡回回数を1回/月から2回/月に増やす。</td><td>即時</td><td>統括者 元請社員 設計担当社員</td><td>事務所 作業箇所</td><td>現場巡回 現場巡回 巡回ルート・ルール</td><td>計画書に基づいて実施</td><td>近方事業者</td></tr></table>			年次計画項目	再発防止対策	実施計画					実施者	いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように	7, 8	1.作業エリア区分と立入禁止措置の徹底 ①重機稼働範囲をカラーコーンだけでなく、コーンバーを置いて区分を明示する。	当日作業開始前	職長 E が土工に指示	作業箇所	重機の稼働範囲を	コーンバーを置いて明示する。	土工 G, H, I	10, 11	2.作業手順書の確認作成 ①作業手順書の確認作成と周知を行う。例えば「重機作業」でまとめた「法面養生シートの継ぎ作業」「等間手掘の継ぎ作業」のように細分化して具体的な指示を出す。	作業の開始前までに	統括者が安業者 D・職長 E に指示	現場詰所	作業手順書を	関係者に具体的に周知する	安業者 D 職長 E	18, 19	3.RY活動の細分化と充実 ①危険予知活動を作業員ごとに実施する。危険予知対策を作業員から提示させる。 ②ヒヤリ、ハットの提出を日々促し、危険予知活動に活かす。	即時	統括者が安業者 D、職長 E に指示	現場事務所	RY活動の運用	細分化及び充実	安業者 D 職長 E 関係作業員	7, 8	4.重機作業前の確認と合図の徹底 ①ドラグショベルに乗り込む前に確認を必ず確認して、指差呼称を行う。 ②指差呼称は、指差呼称の動作を確認し、指差呼称し基本動作として定着させる。	即時	安業者 D 職長 E が関係作業員に	作業箇所	指差呼称 重機稼働前の動作	基本動作として定着させる	安業者 D 職長 E 関係作業員	23, 24	5.不安全行動・禁止行動に対する予防措置 ①資材積重ねに対する再教育(元技を含む訓練、外部講師を招いての訓練等)を実施し、慣れや油断を排除し、初めに促して作業させる。(予防措置) ②事故事例や災害等の発生を知らせる。注意喚起を促す。(予防措置)	即時	統括者が安業者 D、職長 E に指示	現場事務所	教育・訓練	定期的に実施	安業者 D 職長 E 関係作業員	5, 6	6.フェールセーフ機能導入 ①コンクリートポンプ車、圧入機、ブザーにより重機の稼働を抑制に知らせる。 ②重機近接警報装置等により、重機と作業員が接近した場合は、ランプとブザーで危険をオペレータに知らせる。	即時	安業者 D 職長 E が関係作業員に	作業箇所	安全機能	設置	安業者 D 職長 E 関係作業員	3	7.誘導員の責任の徹底 ①重機作業計画を作業員ごとに完備し、指示を必ず確認し、当該作業員全員で確認する。 ②作業前に誘導員の立寄り位置及び、誘導作業時間を確認する。 ③誘導員の専任(重機作業をさせない)	即時	統括者が安業者 D、職長 E に指示	作業箇所	誘導員	適任	職長 E	23	8.巡回確認の強化 ①メタボラによるリアルタイム監視監視を行う。 ②日々の現場巡回(2回/日)において、上記対策の巡回確認と重機作業の確認を行い、作業行方確認に記録する。 ③巡回確認に際しては、巡回のルート・巡回回数を1回/月から2回/月に増やす。	即時	統括者 元請社員 設計担当社員	事務所 作業箇所	現場巡回 現場巡回 巡回ルート・ルール	計画書に基づいて実施	近方事業者
年次計画項目	再発防止対策	実施計画					実施者																																																																																																																																								
		いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように																																																																																																																																									
10, 11	安業者らは、ドラグ・ショベルでの砂石搬き均しの作業手順書を作成し、危険性又は有害性を特定し、対策を作業員に守らせる。	即時	安業者 A が職長 B・作業員に	朝礼広場で	特定された危険有害要因を	新たに作成した作業手順書で周知する。	安業者 A																																																																																																																																								
12	重機との接触、巻き込まれの危険がある作業では、接触災害防止のルールの遵守を徹底する。	即時	職長 B が作業員に	作業現場で	合図方法などのルールを	「重機接触防止要領(ルール)」を配布して指導する。	職長 B																																																																																																																																								
14	重機の作業半径内の立入禁止措置の徹底を行う。	即時	職長 B が作業員に	作業現場で	バリケードなどを	作業区域境界に設置し、立入禁止の標示をする。	職長 B																																																																																																																																								
年次計画項目	再発防止対策	実施計画					実施者																																																																																																																																								
		いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように																																																																																																																																									
7, 8	1.作業エリア区分と立入禁止措置の徹底 ①重機稼働範囲をカラーコーンだけでなく、コーンバーを置いて区分を明示する。	当日作業開始前	職長 E が土工に指示	作業箇所	重機の稼働範囲を	コーンバーを置いて明示する。	土工 G, H, I																																																																																																																																								
10, 11	2.作業手順書の確認作成 ①作業手順書の確認作成と周知を行う。例えば「重機作業」でまとめた「法面養生シートの継ぎ作業」「等間手掘の継ぎ作業」のように細分化して具体的な指示を出す。	作業の開始前までに	統括者が安業者 D・職長 E に指示	現場詰所	作業手順書を	関係者に具体的に周知する	安業者 D 職長 E																																																																																																																																								
18, 19	3.RY活動の細分化と充実 ①危険予知活動を作業員ごとに実施する。危険予知対策を作業員から提示させる。 ②ヒヤリ、ハットの提出を日々促し、危険予知活動に活かす。	即時	統括者が安業者 D、職長 E に指示	現場事務所	RY活動の運用	細分化及び充実	安業者 D 職長 E 関係作業員																																																																																																																																								
7, 8	4.重機作業前の確認と合図の徹底 ①ドラグショベルに乗り込む前に確認を必ず確認して、指差呼称を行う。 ②指差呼称は、指差呼称の動作を確認し、指差呼称し基本動作として定着させる。	即時	安業者 D 職長 E が関係作業員に	作業箇所	指差呼称 重機稼働前の動作	基本動作として定着させる	安業者 D 職長 E 関係作業員																																																																																																																																								
23, 24	5.不安全行動・禁止行動に対する予防措置 ①資材積重ねに対する再教育(元技を含む訓練、外部講師を招いての訓練等)を実施し、慣れや油断を排除し、初めに促して作業させる。(予防措置) ②事故事例や災害等の発生を知らせる。注意喚起を促す。(予防措置)	即時	統括者が安業者 D、職長 E に指示	現場事務所	教育・訓練	定期的に実施	安業者 D 職長 E 関係作業員																																																																																																																																								
5, 6	6.フェールセーフ機能導入 ①コンクリートポンプ車、圧入機、ブザーにより重機の稼働を抑制に知らせる。 ②重機近接警報装置等により、重機と作業員が接近した場合は、ランプとブザーで危険をオペレータに知らせる。	即時	安業者 D 職長 E が関係作業員に	作業箇所	安全機能	設置	安業者 D 職長 E 関係作業員																																																																																																																																								
3	7.誘導員の責任の徹底 ①重機作業計画を作業員ごとに完備し、指示を必ず確認し、当該作業員全員で確認する。 ②作業前に誘導員の立寄り位置及び、誘導作業時間を確認する。 ③誘導員の専任(重機作業をさせない)	即時	統括者が安業者 D、職長 E に指示	作業箇所	誘導員	適任	職長 E																																																																																																																																								
23	8.巡回確認の強化 ①メタボラによるリアルタイム監視監視を行う。 ②日々の現場巡回(2回/日)において、上記対策の巡回確認と重機作業の確認を行い、作業行方確認に記録する。 ③巡回確認に際しては、巡回のルート・巡回回数を1回/月から2回/月に増やす。	即時	統括者 元請社員 設計担当社員	事務所 作業箇所	現場巡回 現場巡回 巡回ルート・ルール	計画書に基づいて実施	近方事業者																																																																																																																																								
10	上から 20 行目 表内「発生日時・曜日・場所」	〇〇年6 月8 日 (下線部を修正)	10	上から 20 行目 表内「発生日時・曜日・場所」	令和〇年6 月8 日																																																																																																																																										
15	上から 3 行目	1 階床の資材片付け作業中、開口部から墜落 (下線部を修正)	15	上から 3 行目	アンカーボルトの墨出し作業中、2 階スラブより墜落																																																																																																																																										

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
15	表・イラスト	(赤枠を右記に修正)	15	表・イラスト	

解 答 例

グループ演習Ⅱ 4 段階法による災害事例研究
1 階床の資材片付け作業中、開口部から墜落

労働災害調査記録

事例

発生場所

発生時刻

発生状況

被害状況

発生日時・曜日・場所

天候

被害の状況

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

事故の型

起因物

加害物

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

組織図

発生日時・曜日・場所

天候

被害の状況

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

事故の型

起因物

加害物

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

組織図

解 答 例

グループ演習Ⅱ 4 段階法による災害事例研究
アンカーボルトの届出し作業中、2 階スラブより墜落

労働災害調査記録

事例

発生場所

発生時刻

発生状況

被害状況

発生日時・曜日・場所

天候

被害の状況

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

事故の型

起因物

加害物

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

組織図

発生日時・曜日・場所

天候

被害の状況

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

事故の型

起因物

加害物

被害者の氏名

年齢

職種

経験年数

資格

その他

組織図

16	表	(赤枠を右記に修正)	16	表	
----	---	------------	----	---	--

第 1 段階 ～事実の確認～

No

確認事項

確認結果(説明事項)

事実の確認

第 1 段階 ～事実の確認～

No

確認事項

確認結果(説明事項)

事実の確認

22

(旧版) 改訂初版 3 刷(令和 8 年 3 月 4 日) No.136010

(新版) 改訂 2 版(令和 8 年 8 月 7 日) No. 136010

頁	箇所	内 容
19	表	(赤枠を右記に修正)

第4段階 ～再発防止対策の樹立～

再発防止対策	実施計画					実施者	
	いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように		
1	作業終了後片付けを実施し、資材等は指定した場所に整理整頓する。	即時	作業所長が全職員に	会議室で	作業終了時の片付けを	工程打合せ会議で指示する。	作業所長
3	小さな開口部で手すりの設置ができない場合は、ベニヤ板に残水で滑り止めをし、開口部の標示をする。	即時	作業所長が職員に	現場で	開口部の健康防止設備を	ベニヤ板に残水で滑り止めのをし、標示する。	職員
9	工程打合せ会議前に、作業予定場所を現場でチェックし、作業指示書を作成する。	翌日から	作業所長が元請社員に	事務所内	翌日の作業指示を	図面でもチェックし、指示書を作成する。	元請社員

頁	箇所	内 容
19	表	

第4段階 ～再発防止対策の樹立～

再発防止対策	実施計画					実施者	
	いつまでに	誰が・誰に	どこで	何を	どのように		
1	予定外作業を中断で実施した ①予定外作業は即時中止とし、発生した場合には作業員は職員に報告する。	当日作業開始前	元請社員が職員に指示	作業場所	予定外の作業	有無を確認する	元請社員 職長
3	②当日のKY活動に元請社員が参加し、危険なポイントの作業手順と安全対策が作業員に伝達されているかを確認する。						
4	③安全後の作業開始前に、KY活動を西側行い作業変更がないか確認する。						
10	④経験の浅い作業員に対して、ベニヤ板作業員と職長など元請社員から適正配置を職員に指示						
2	安全帯使用の手順を定めた。 ①高所で作業する場合は、当該作業に先立ち、必ず安全帯を確保した部分に掛け、滑り落ちることを防止及び予て定められた手順を確認する。	当日作業開始前	元請社員及び職長が作業員に指示	作業場所 現場品用	安全帯の使用手順	実施状況の確認	職長 元請社員 関係作業員
10	②正しい込みの防止、リスタセメントの取扱いとして作業員の手順確認の徹底し、「かけてよし」の声だし運動を実施する。						
11	③作業の進捗に合わせて及急事例を作業員が分かる場所に掲示することにより、作業員が急いで安全事例を提示して、類似災害の発生を防ぐ。						
32	3 確認していた内容による声掛けが無かった。 ①正しい込み、忘れの防止、リスタセメントの結果として、作業員の手順確認の「安全ないい」の声掛け運動を実施する。 ②この確認運動は、職長がパトロール等で安全行動等に積極的に声掛けを行う。 ③事故から立場に関係なく互いに言葉をお互いに声掛け合う風土づくりをさらに徹底する。 (一斉声掛け運動の実施)						
4	手摺の外へ出て作業をおこなった。 ①作業員は、手摺外側等での作業は行わないことを徹底指導する。 ②手摺の外で作業を行うなど、危険な作業が発生する場合は、作業員は必ず職長に連絡する。連絡を受けた職長は、元請社員と協議する。 ③手摺の外で作業を行う必要がある場合は、元請社員は、足場等の安全設備を確認する。 ④手摺の外に足場に置けないように、足場ネットを設置する。	即時	元請社員が職長、関係作業員に指示	作業場所	不安全行動	確認及び設備の増設	元請社員 職長 関係作業員
10							
11							

- 19 -

- 19 -